

日本脳炎ワクチンは 6 か月から法定接種です(早期接種のすすめ)

日本脳炎はわが国ではワクチンの普及と環境の改善により激減し年間の患者発症数は 10 人以下に減少しています。しかし、ひとたび発症すると 8 割近い方が死亡あるいは後遺症をのこすことが知られており、決してあなどれない疾患です。

また、東南アジアでは毎年 1 万人が日本脳炎により死亡しており、国際化がすすむ中、旅行や留学、仕事などで世界中に出かけていく世代の若者にとって**日本脳炎ワクチンで基礎免疫をつけておくことは重要なこと**と思われます。

日本脳炎ウイルスは主に西日本の養豚場のブタが保有しており、ブタを刺したコガタアカイエカという蚊が平均 2km(最大 10km)移動して人間を刺して感染させることが知られており、**西日本の養豚場から半径 2km 以内の地域**によく行く方は積極的に早期接種をお勧めしています。

六甲山、芦屋、西宮のイノシシも日本脳炎ウイルスを保有しているとの情報もあり、実家がイノシシ繁殖地域から半径 2km の方も早期接種をご検討下さい。

日本脳炎の法定接種期間は生後 6 か月以上 13 歳未満です。(今は一時的に現高校 2 年生までを対象に法定接種対象者が拡大されています。)このなかで、国は過去のデータを基に 3 歳以上の期間を望ましい接種時期として推奨しています。

ところが、実際には**ここ数年間で 3 歳以下の日本脳炎患者さんが 3 人も発症(内 2 名は 1 歳で沖縄と高知各 1 名)**しており、3 歳以下の患者比率が高くなっています。3 歳以降の接種では防ぎきれない状況に変化してきました。

法律では**生後 6 カ月から法定接種**として接種できるようになっていますが、これはハイリスクの小児が早期に接種できるようにしているものです。**実家が西日本の養豚場の近くやイノシシ生育地の近くの場合や東南アジアに行かれる場合などで危険度が高いとご心配な方は 3 歳未満の早期接種**についてご相談下さい。

なお、枚方市は平成 24 年 4 月から**3 歳未満のお子さん**も**法定接種の場合は全額無料**になりました。